

安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 7 日

安芸高田市市長 石丸 伸二

安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成 16 年条例第 176 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条 (略)  (定員) 第 2 条 団員の定数は、 <u>770 人</u> とする。	第 1 条 (略)  (定員) 第 2 条 団員の定数は、 <u>865 人</u> とする。

第3条から第11条まで (略)

(報酬)

第12条 (略)

2 団員には、次により、年額報酬を支給する。

団長 年額 82,500 円

副団長 年額 69,000 円

分団長 年額 50,500 円

副分団長 年額 45,500 円

部長 年額 38,500 円

班長 年額 37,000 円

団員 年額 36,500 円

3 (略)

第13条から第16条まで (略)

別表(第12条関係)

災害、捜索及び警戒出動並びに訓練出動		
2 時間未満	2 時間以上 5 時間未満	5 時間以上
2,000 円	4,000 円	8,000 円

第3条から第11条まで (略)

(報酬)

第12条 (略)

2 団員には、次により、年額報酬を支給する。

団長 年額 116,000 円

副団長 年額 82,000 円

分団長 年額 65,000 円

副分団長 年額 53,000 円

部長 年額 44,000 円

班長 年額 37,000 円

団員 年額 32,000 円

3 (略)

第13条から第16条まで (略)

別表(第12条関係)

支出項目		支給額
災害及び捜索出動	4 時間未満	2,500 円
	4 時間以上	5,000 円
警戒出動		2,000 円
訓練出動		5,500 円

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第12条第2項及び別表の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。